

資料提供年月日	令和3年2月10日	
問い合わせ先	課名	庭園都市推進課
	電話	直通：803-1392 内線：3680
担当者	職名・氏名	担当課長 森 谷
	職名・氏名	技 師 小 野

広 報 連 絡

<市長定例記者会見資料>

- 1 件 名 都市公園における就労継続支援A型事業所等の占用について
- 2 趣 旨 平成29年6月施行の都市公園法の改正により、保育所その他の社会福祉施設であって、政令で定めるものについて、技術的基準を満たす場合には、公園管理者は占用を許可することができるようになりました。今回、北区幸町地内の下石井公園内に一般社団法人岡山障害者文化芸術協会が運営する予定の就労継続支援A型事業所等の占用を許可することとしましたのでお知らせいたします。
- 3 備 考 参考資料（都市公園における就労継続支援A型事業所等の占用について）

都市公園における就労継続支援A型事業所等の占用について

- 平成29年6月施行の都市公園法改正により、保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるものに該当し、技術基準等に適合する場合には、占用許可を与えることが可能になりました。
- 今回、北区幸町地内の下石井公園内に、一般社団法人岡山障害者文化芸術協会が運営する就労継続支援A型事業所等の占用を許可することをお知らせいたします。

都市公園法施行令で定める保育所その他の社会福祉施設一覧

施行令12条第3項	施設の種類	
第1号	○児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・小規模保育事業の用に供する施設
第2号	○身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・身体障害者福祉センター
第3号	○老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人福祉センター
第4号	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設 ・地域活動支援センター
第5号	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

※今回占用許可を出す施設

今回の設置場所と施設概要

○設置場所

下石井公園（北区幸町） 面積【0.88ha】

○施設概要

占用面積【約615㎡】

施設概要【就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所、障害者の美術品展示スペースなど】

下石井公園内に占用許可する就労継続支援A型事業所等の位置図



就労継続支援A型事業所等のイメージパース①



就労継続支援A型事業所等のイメージパース②



就労継続支援A型事業所等のイメージパース③

